

みなし決議に関する理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

令和8年度みなし評議員会の書面開催について

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款第21条に基づき、以下のとおり評議員会の書面決議を行う。

ア 議案提案日

令和8年8月1日（土曜日）

イ 議事内容

議案1 監事の選任の件

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款第25条第1項及び定款施行細則第2条第2項二の規定に基づき、下記のとおり監事を選任する。

区 分	氏 名	就 任 年 月 日
監事	遠山 ゆり (東京都大島支庁支庁行政専門課長)	令和8年8月1日

(任 期) 令和8年8月1日から令和8年度決算に関する定時評議員会の
終結の時まで

(理 由) 田代監事から辞任届が提出されたため、後任の監事を選任する。

ウ 決議日

上記提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日は、令和8年8月1日とすること。

2 1の事項の提案をした理事

理事長（代表理事） 渋谷 正昭

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和8年7月31日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び公益財団法人東京都島しょ振興公社定款第37条の規定により、理事会の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

令和8年7月31日

公益財団法人東京都島しょ振興公社

議事録作成者 理事長（代表理事） 渋谷 正昭